

入札公告

庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年3月6日

福島県商工労働部商工総務課長 鈴木 慎也

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 清掃等業務
- (2) 業務箇所 福島市大町50-1地内（チェンバおおまち）
- (3) 業務概要 清掃業務
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) この業務は、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づく最低制限価格を設定する業務である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和6・7年度分）の清掃等業務に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱第2条及び第7条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (5) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (6) 本件業務を履行するに当たり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を1名配置できること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は不要しない。
- (2) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ア 閲覧期間 令和7年3月6日（木）～令和7年3月20日（木）
 - イ 閲覧場所 福島市杉妻町2番16号 福島県商工労働部商工総務課内

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 令和7年3月6日（木）～令和7年3月12日（水）

イ 受付方法 入札説明書による。

ウ 受付場所 福島市杉妻町2番16号

福島県商工労働部商工総務課

電話番号 024-521-7269

ファクシミリ 024-521-7930

電子メール syokosomu@pref.fukushima.lg.jp

エ 回答予定日 令和7年3月14日（金）

オ 回答書閲覧方法 （2）の閲覧場所及び福島県商工労働部ホームページに掲載する。

4 入札方法等

(1) 入札書の提出について

入札説明書による。

(2) 入札日時等

ア 入札日時 令和7年3月21日（金）10時30分から

イ 入札場所 福島市中町8-2

自804会議室（福島県自治会館8階）

(3) 開札は、入札終了後に入札会場で行うものとする。

(4) 入札結果の公表及び方法

入札説明書による。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除き、同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとする。

当該者の入札参加資格が確認できなかった場合は、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除き、同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとし、確認できなかった場合は以下同様に行うものとする。

また、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除き、同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）が、入札参加資格を確認できなかった場合において、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除き、同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）がいなかったときは、引き続き再度の入札を行うこととする。

なお、落札候補者の入札審査資格要件の審査及び落札者の決定については、入札説明書による。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札の無効等

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
また、入札金額が最低制限価格を下回る場合は、その入札書を失格とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となつたときに、入札の効力が生じる。

9 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県商工労働部商工総務課

電話番号 024-521-7269

ファクシミリ 024-521-7930

電子メール syokosomu@pref.fukushima.lg.jp